

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第236号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月1日（土） 16時13分ごろ	
発生場所	島根県出雲市 日御碕灯台から真方位016°4,000m付近 (概位 北緯35°28.2′ 東経132°38.5′)	
事故等調査の経過	平成21年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第十大 ^{だいたい} 泰丸、199トン 133668、有限会社鳥本商会 B モーターボート ^{にしき} 西輝丸、2.33トン 272-22991島根、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、六級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船体右舷外板に塗料はく離などの擦過傷 B 右舷船尾に擦過痕及びスパンカー折損	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、日御碕北北東沖を針路約250° 速力約11ノットで航行中、B船は船首を西方に向け、パラシュートアンカーを使用して漂泊中、平成21年8月1日16時13分ごろ、A船とB船とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約2m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 船長Aは、日御碕北北東沖を西南西進中、いすに腰掛けて見張りを行い、B船を見落としたものと考えられる。 船長Bは、接近してくるA船を認めた後、A船から目を離し、釣りに専念し、A船が接近していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、日御碕北北東沖において、A船が西南西進中、B船がパラシュートアンカーを使用して漂泊中、A船が適切な見張りを行わずに航行し、また、B船が釣りに専念してA船が接近していることに気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	